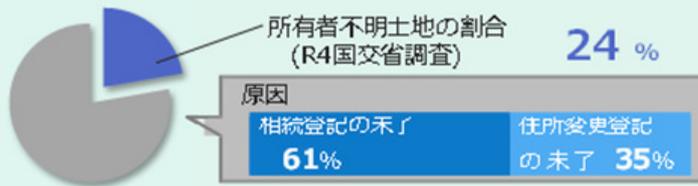


1 活動報告～長期相続登記等未了土地解消作業の開始～

当協会は、今年度も長期相続登記等未了土地解消作業（相続人調査）の業務を落札しました。落札したのは、東京法務局管内と前橋地方法務局管内のもので、各管内の案件の数は被相続人の数200名分あります。これを、公嘱社員60名規模の体制で作業にあたり、長期相続登記等未了土地の解消に貢献します。

※ 所有者不明土地とは・・・

- ①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
 - ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地
- ▶ 公共事業、復旧・復興事業、民間取引などの土地の利用を阻害



2 研修のお知らせ

「長期相続登記等未了土地解消作業に寄与する公嘱協会

～その作業の最前線と成果を利用した相続登記の申請について～」

日時：令和6年9月6日（金）午後6時00分～午後8時00分

場所：日司連ホール又はWeb（Zoomを利用）

対象：東京司法書士会会員（公嘱社員以外も参加可能！）

講師：宮本普雄会員 参加費用：無料 単位：甲類2単位

お申込み URL：<https://x.gd/yTLie>

締切：令和6年8月30日（金）



～公嘱協会に入会しませんか？～

協会に入ると上記のような社会問題に取り組むことができ、普段の業務では得難い知識と経験の習得が可能です。作業や委員会活動を通じて協会に加入している他支部の司法書士との交流もできます。

<http://www.tokyo-koshoku.or.jp/procedure/> ← 入会案内



公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会

事務局 TEL 03-3359-3345

発行 企画委員会
委員長 古川俊一
委員 宮下浩江